

○菊池市副業人材活用マッチング事業費補助金交付要綱

令和4年12月9日

告示第300号

改正 令和5年4月25日告示第113号

改正 令和7年2月14日告示第17号

(趣旨)

第1条 この要綱は、菊池市副業人材活用マッチング事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、菊池市補助金等交付規則(平成19年規則第1号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、副業人材を活用して、成長戦略の実現、経営課題の解決等の新たな取組を行う市内事業者に対し、補助金を交付することにより、経営活動の支援を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 副業人材 市内事業者の成長戦略の実現、経営課題の解決等に対応できる専門的かつ高度な技能を保有し、主とする労働以外の時間を活用して、委託業務に従事する者をいう。
- (2) 副業マッチング支援企業等 市内事業者が副業人材の活用を円滑に進めるための人材募集、紹介及び支援の事業を行う企業又は団体をいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に主たる事業所を有する者で、市が実施する副業人材の活用状況及び成果に関する調査並びに市内事業者の副業人材の活用促進の取組に協力できる者
- (2) 市税に未納がない者
- (3) 政治活動若しくは宗教活動を目的とした組織又は団体でない者
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業務受託営業を行う事業所

を経営する者でない者

- (5) 菊池市暴力団排除条例(平成24年条例第1号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員でない者

(補助対象事業)

第5条 補助金の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、補助対象者が成長戦略の実現及び経営課題を解決等する新たな取組を実施するため、副業人材、副業マッチング支援企業等と契約を締結し、副業人材を活用した取組を行う事業とする。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業に係る経費のうち、次に掲げるものとする。ただし、国、県その他公共団体等から補助金を受けるときは、その額を補助対象経費から控除するものとする。

- (1) 副業人材に支払う報酬又は委託料(旅費等を除く。)
- (2) 副業マッチング支援企業等に支払う委託料及び手数料(募集のための登録料等を除く。)
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、第2条に規定する目的により、規則第3条第2項に定める交付基準にかかわらず、補助対象経費の3分の2以内で20万円を限度とし、予算の範囲内で市長が定めるものとする。ただし、算定した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

2 補助金の交付は、同一の補助対象者につき1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、副業人材、副業マッチング支援企業等との契約締結後30日以内に、補助金等交付申請書(規則様式第1号の1)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第1号)
- (2) 事業収支予算書(規則様式第1号の2)
- (3) 業務委託契約書等の写し
- (4) 未納がない証明書
- (5) その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

第9条 申請者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに補助事業実績報告書(規則様式第5号の1)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績概要書(様式第2号)
 - (2) 事業収支決算書(規則様式第5号の2)
 - (3) 補助対象経費を支払ったことが分かる書類(領収書等)の写し
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- (その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(この要綱の失効及び検討)

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日後のこの要綱の継続については、同日の到来までに検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則(令和5年告示第113号)

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の菊池市副業人材活用マッチング事業費補助金交付要綱の規定は、令和5年4月1日から適用する。

附 則(令和7年告示第17号)

この要綱は、告示の日から施行する。

様式第 1 号（第 8 条関係）

事業計画書
(変更事業計画書)

1 申請者の概要

企業名又は個人名		資本金	円
業 種	業	常時使用する従業員数	人
市内事業所名及び所在地			

2 事業内容

(1)活用する副業人材

事業を実施する事業所の所在地等	(〒 -) 事業所の名称：		
副業人材の概要	氏名 (ふりがな)		
	生年月日	年 月 日生	
	経歴の概要		
	その他特記事項		
業務委託開始日	年 月 日		
業務委託完了予定日	年 月 日		
利用した登録人材紹介会社			

(2)副業人材活用計画

副業人材の業務内容	
活用スケジュール	
既存社員との連携	

3 補助完了予定年月日

年 月 日

様式第 2 号（第 9 条関係）

事業実績概要書

1. 副業人材

(ふりがな) 副業人材氏名	
業務委託期間	年 月 日 ～ 年 月 日

2. 副業人材活用実績

副業人材の業務内容	
活用スケジュール	
既存社員との連携	

様式第 1 号 (第 8 条関係)

様式第 2 号 (第 9 条関係)